

平成 3 0 年

# 第 1 回 忠岡町議会定例会会議録

第 3 日

平成 3 0 年 3 月 2 6 日

忠 岡 町 議 会

平成30年 第1回忠岡町議会定例会会議録（第3日）

平成30年3月26日午前10時、第1回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 杉原 健士議員	2番 前田 弘議員	3番 北村 孝議員
4番 前田 長市議員	5番 是枝 綾子議員	6番 河野 隆子議員
7番 三宅 良矢議員	8番 藤田 茂議員	9番 和田 善臣議員
10番 松井 秀次議員	11番 高迫千代司議員	12番 森 政雄議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	原田 毅	町長公室次長	明松 隆雄
住民部長	軒野 成司	住民部次長	山田 昌之
健康福祉部長	東 祥子	産業まちづくり部長	藤田 裕
教育部長	柏原 憲一	教育部理事	土居 正幸
消 防 長	森野 博志	消防次長	山田 忠志

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
係 長	長谷川太志

(会議の顛末)

議長 (和田 善臣議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、議員定数 12 名中、全員出席でありますので、会議は成立しております。

議長 (和田善 臣議員)

ただいまから会議を再開いたします。

(「午前 10 時 00 分」開会)

議長 (和田 善臣議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

局長。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

平成 30 年第 1 回忠岡町議会定例会議事日程 (3 日目) について、ご報告申し上げます。

- |       |          |   |
|-------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 18 号 | 平成 30 年度忠岡町一般会計予算について                         |
|       | 議案第 19 号 | 平成 30 年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について               |
|       | 議案第 20 号 | 平成 30 年度忠岡町介護保険特別会計予算について                     |
|       | 議案第 21 号 | 平成 30 年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について                  |
|       | 議案第 22 号 | 平成 30 年度忠岡町下水道事業特別会計予算について                    |
|       | 議案第 23 号 | 平成 30 年度忠岡町水道事業会計予算について<br>(一括予算審査特別委員会委員長報告) |
| 日程第 2 | 議案第 24 号 | 町道路線の認定について                                   |
| 日程第 3 | 議案第 25 号 | 忠岡町国民健康保険条例の一部改正について                          |
|       | 議案第 26 号 | 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について                         |
| 日程第 4 | 議案第 27 号 | 忠岡町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について                     |
| 日程第 5 | 議案第 28 号 | 平成 29 年度忠岡町一般会計補正予算 (第 7 号) について              |
| 日程第 6 | 意見書第 1 号 | 生活保護費削減のストップを求める意見書の提出について                    |
| 日程第 7 | 意見書第 2 号 | 「働き方改革」の名による労働法制改悪の撤回を求める意見書の提出について           |

日程第8 総務事業常任委員会の閉会中の所管事務調査について  
日程第9 福祉文教常任委員会の閉会中の所管事務調査について  
日程第10 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について  
以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

日程第1 議案第18号 平成30年度忠岡町一般会計予算について、議案第19号 平成30年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、議案第20号 平成30年度忠岡町介護保険特別会計予算について、議案第21号 平成30年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第22号 平成30年度忠岡町下水道事業特別会計予算について、議案第23号 平成30年度忠岡町水道事業会計予算について、以上、6件一括して議題といたします。

本件も、去る3月1日第1回定例会において、予算審査特別委員会に付託、休会中の審査に付されました。

ただいまから、委員長の藤田茂委員長より、審査の結果報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長（藤田 茂議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

藤田議員。

予算審査特別委員会委員長（藤田 茂議員）

議長のお許しをいただきまして、ただいまから予算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

本件は、平成30年3月1日開会の第1回定例会におきまして、本特別委員会に付託されました平成30年度忠岡町一般会計、各特別会計予算、水道事業会計予算についての審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

委員会は、3月12日、13日、14日の3日間にわたり、議案説明のため町長、教育長ほか各関係職員の出席を求め、一般会計及び各特別会計、企業会計について慎重に審査を行いました。

出席委員は、杉原健士委員、北村孝委員、松井秀次委員、高迫千代司委員、河野隆子委員と私、藤田と、オブザーバーといたしまして和田善臣議長の出席のもと、審査を行いました。

各会計の予算高は、既に議員各位に配布されています予算書のとおりでございます。

財政課より平成30年度の当初予算の特徴について説明がありました。

平成30年度一般会計当初予算案は、前年度当初比0.9%増の65億100万円になるとのことです。

この増の主な要因といたしましては、シビックセンター整備事業債の公債費の大半が平成29年度で償還完了しているものの、ふるさと忠岡応援寄附金の増やスポーツセンター耐震化整備事業の実施によるものであるとのこととあります。

平成30年度予算につきましては、現在の財政状況や後年度に想定される財政負担を考慮し、新規事業や事業の拡充を極力抑制して編成したとのこととあります。

新年度予算に計上の新規事業の主なものとしては、子どもの医療費助成の拡充、Jーアラート新型受信機導入、スポーツセンター耐震化整備事業などであるとのこととあります。また、今後の財政収支見通しでは、決算審査特別委員会で説明のあった昨年の10月時点で作成したものを、今回、30年3月で時点修正しており、主な見直しとしては期間を10年から5年に変更したことと、29年度の実質収支額と財政調整基金残高を合わせた額を7,300万円と見込んでいたところ、ふるさと忠岡応援寄附金の増加や町税収入が改善したことにより、1億6,300万円に修正しているとのこととあります。

なお、今後の収支見通しについては、前回、財政調整基金残高等の推移で平成30年度を底と見込んでいましたが、収支改善が図られることで29年度を底に、以降は前を上回って推移することが見込まれるとのことでした。

最後に、今回の時点修正により前回と比べ改善できているのは、29年度と30年度の両年の収支改善によるものであり、今後、厳しい財政状況を迎えることから、新たな事業は慎重に選択し、できるだけ早く収支改善を図り、安定した財政運営ができるよう努めたいとの説明でありました。

各会計予算の説明後、各委員からの熱心な質疑応答や、これからの町政運営に反映されるよう意見、要望が出されていますので、審査の経過など詳しい内容につきましては、各会派ごとにご配布しております委員会の記録をご参照願いたいと存じます。

それでは、討論で各委員から出されました意見と要望でございます。

杉原健士委員は、平成30年度一般会計、各特別会計、水道事業会計予算について呈祥会の意見を申し上げます。

総額は116億8,400万円となり、各項目ごとに審議をいたしました。

毎年、(款)衛生費(項)清掃費に計上の粗大ごみ電話申込事業委託料やクリーンセンター煙突内筒整備工事費など、同じような箇所で見義が生じます。

理事者、担当部署の方々におかれましては、調査研究をしっかりと、クリアな数字と答弁をいただきたいと思っております。本当に広域化について真剣に取り組んで、5年先、いや3年先と、早く実現に向かっていただくことを希望いたします。

本町における課題は無駄遣いが多過ぎる点です。少子高齢化で人口減少必至です。未来に向かっての忠岡町のための議論をどんどんやっていかないといけないところで、壁がたくさんあり過ぎます。

次からは、後で誰が見て聞いても、努力の跡が見られると評価される予算案を提出され

ることを期待して、本予算に賛成いたします。

以上です。

次に、北村孝委員は、平成30年度当初予算案について、公明党の意見を申し上げます。

庁舎等建設事業債の大半が平成29年度に償還完了したものの、定年退職に伴う退職手当の増加やふるさと忠岡応援寄附金、スポーツセンター耐震化等整備事業の計上に伴い、前年度より増加したものであるとの説明がありました。

中身については、子ども医療費助成の中学生までの拡充、就学援助費、入学準備金の小学校入学前給付、通学路交通安全対策で歩道の改修工事の実施等々、また、住民の要望であったプールの再開、事業については指定管理者制度によるものである。

また、本年4月からの基盤安定のための国民健康保険の一元化の実施、平成31年4月からの水道事業の統合など、体力のないコンパクトな町の住民へのサービスの安定を図るためにも賛同するものである。さらなる職員の鋭意努力に期待し、本予算に賛成いたします。

次に、松井秀次委員です。自由民主党の意見を申し上げます。

平成30年度予算案は、これまでの財政健全化の効果により、ようやく財政収支が上向き始める中での編成ということで、新たな施策や事業の拡充は極力控えた慎重なものとなっております。

今後は、収支を十分に分析し、持続可能なまちづくりを進める中で、住民サービスの向上を図っていただきたい。

ただし、これから収支の改善が図られるということですが、これからの社会情勢の変化にも柔軟に対応できるよう研究し、また、的確な運営が図られるとともに、議会との協調を忘れることなく進めていただきたい。

以上、お願いいたします。平成30年度予算案は、全会計とも賛成させていただきます。

次に、河野隆子委員です。2018年度の忠岡町予算案に対する共産党の意見を申し上げます。

安倍晋三首相は、年頭記者会見で「改憲に向けた決意」を表明し、何としてもことし中に改憲を行おうという強い執念を示しました。

2018年度国家予算案は、改憲の動き絵と呼応して、さらに大軍拡を進め、「専守防衛」の建前をかなぐり捨て、本格的な攻撃の整備に踏み込む重大な予算案となっております。暮らし・経済の分野では、大企業や富裕層優先で、国民に冷たい「アベノミクス」の本質は変わらず、社会保障の自然増を削減し、大企業への減税など「格差と貧困」を一層拡大する予算案となっている。

その結果、所得の面でも、資産の面でも、経済的な格差と貧困が大きく拡大してしまい

ました。最近5年間で、大企業の利益は2.5倍にふえ、内部留保は80兆円も上積みされて、400兆円を超えました。株主への配当金も1.7倍以上にふえました。その一方で、中小企業やパートを含む全労働者の平均実質賃金は、安倍政権発足時に比べて、年収ベースで16万円も低下しています。

日銀のアンケート調査から計算すると、金融資産を持たない世帯が最近5年間で400万世帯も増加し、全世帯の35%にもなっております。国民の暮らしが大変になっているのに安倍政権は、社会保障予算を削減の標的にし、2018年度予算でも「自然増」の6,300億円のうち1,300億円も削減、安倍政権下での6年間で「自然増」削減額の合計は、1兆5,900億円にも上り、「毎年1,200億円削減」を実施した小泉内閣を上回る規模の削減額です。

政府はことし10月から3年かけて、生活保護の基準額を現行より5%引き下げる計画です。生活保護基準は、2013年から15年に最大10%引き下げられており、今回はそれに続いての削減です。国民の暮らしが悪化したからといって、保護基準を引き下げていったら、政府が率先して「貧困のスパイラル」を生み出すことになってしまいます。

このような状況下で組まれた本町予算案を見てまいりますと、昨年度予算より改善されたとはいえ多額の雑入を組み込んだ内容となっており、楽観はできません。

しかし、国による社会保障の切り下げは住民に大きな影響を及ぼし、この先も負担増を求め続けます。地方の財源である地方交付税にトップランナー方式や成果主義を持ち込み、削減まで図っていることも承知をいたしております。

こんなときこそ忠岡町は住民の暮らしを守る地方自治体の役割を発揮すべきだと思われまます。

まず改善を求める点について申し上げます。高い入札や最低制限価格の事前公表などを行い直ちに改善されること、個人情報漏えいやプライバシー侵害の個人番号は広げないでください。

財政健全化を住民にお願いする一方で、物件費で引き上げられる委託料の見直しは常に取り組んでください。特にクリーンセンターの煙突工事の公金支出は厳しい検証を求めます。また、本体の修理・点検も熊取町や岬町のよさを生かした安くて効率的な運用を忠岡町でも実現してください。

行政の無駄を省き、町財政を守り住民の暮らしの予算に使われることを強く求めます。

介護保険の保険料24%もの引き上げやサービス低下の制度改悪は認めることができません。

30年度からの国保の広域化は、保険料が下がると言いながら、低所得の方の値上げが見込まれております。お困りの方が出ないように改善してください。

以上のような問題の解決を求めますが、新年度の予算として、2億円かけてスポーツセンターの改修で温水プールが平成31年4月を目途に再開されます。子育て支援に大事な

子ども医療費助成を通院分も小学校卒業から中学校卒業まで引き上げられました。さらに、高校卒業まで目指していただきたいと思います。小学校の就学援助入学準備金を本予算に組み、来年入学の子どもに前倒し支給されます。

幼稚園の預かり保育も1時間延長され、さらに延ばしていくことも検討されております。特別支援教育就学奨励費もおくればせながらも実施されました。

子育て支援と子どもの貧困対策である、こども食堂も新たな予算取りをされております。場所や回数をふやすなどさらなる向上を求めます。

あすなろ塾の拡充や、中小企業の融資の利子補給制度、英語教育の推進や漁業の振興、子どもの安全活動などにも取り組まれております。

以上の点を考慮して、2018年度予算案には賛成いたします。

次に、高迫千代司委員です。河野委員と同意見でありますので、賛成とさせていただきます。

以上が、各委員の意見であります。

本特別委員会といたしましては、討論を終結し、採決を行ったところ、平成30年度忠岡町一般会計予算、各特別会計予算、及び水道事業会計予算については、全委員一致をもって原案のとおり可決すべきとの結論に達しましたので、報告いたします。

最後に、今回の審査に当たっては、3日間多岐にわたり質疑が展開され、強い要望、厳しい指摘も多く出されました。今後、理事者におかれましては、指摘事項等を踏まえ、引き続き財政健全化に向けてより一層取り組みを強められるとともに、住民サービスの向上にも鋭意努力を傾注されますことをあわせて強く要望いたしまして、予算審査特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

平成30年3月26日、予算審査特別委員会委員長、藤田茂。

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

委員長の報告は、以上のとおりであります。

ただいまの委員長報告に対するご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないものと認め、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第18号 平成30年度忠岡町一般会計予算についてから、議案第23号 平成30年度忠岡町水道事業会計予算についてまで、一括して採決いたします。

委員長の報告どおり、これを可とすることに決しまして、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、議案第18号 平成30年度忠岡町一般会計予算についてから、議案第23号 平成30年度忠岡町水道事業会計予算についてまでの6件は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（和田 善臣議員）

日程第2 議案第24号 町道路線の認定についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第24号 町道路線の認定について、ご説明申し上げます。

本件は、都市計画法第29条に基づく開発行為の許可により築造された道路で、本町に帰属された2路線を町道として認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

議長(和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第24号 町道路線の認定について採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

日程第3 議案第25号 忠岡町国民健康保険条例の一部改正についてと、議案第26号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正についての2件を一括して議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長(和田 善臣議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第25号 忠岡町国民健康保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本件は、大阪府国民健康保険運営方針における府内統一基準が示されたこと、及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、給付等に係る事項について府内の統一を図ること、及び所要の改正を行うため、本条例を改正するものでございます。

続きまして、議案第26号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本件は、大阪府国民健康保険運営方針における府内統一基準が示されたこと、及び国民

健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料率等に係る事項について府内での統一を図ること、及び所要の改正を行うため、本条例を改正するものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

この4月から国民健康保険が都道府県単位化されるに当たり、保険料を本町独自に認定できるのですが、大阪府の標準保険料率に合わせるというものであります。その理由について2つ聞いております。1つは、本町国保会計の累積赤字が解消しそうだということ。2つ目が、現在の保険料と大きな差がないからということでありました。これをもう少しご説明いただきたいと思います。

それと、続けてもう1点、大阪府の標準保険料率に合わせると、本町の保険料は1人当たり平均年間1,500円下がるというのですが、実は下がるのは、所得の多い人の保険料が安くなり、低所得の世帯ほど保険料は値上げになるという大変問題があります。そこで、忠岡町独自の減免制度をつくり、今回値上げになる低所得世帯の保険料の値上げを回避するというお考えはありませんでしょうか。健康福祉部長さんよりお答えをいただきたいと思います。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまのご質問につきましてお答えさせていただきます。

まず、標準保険料率に乗るということで、本町の赤字のほうで解消できる見込みが立ったということでご説明のほうを以前させていただいたんですけれども、これにつきましては、本町の国保につきましては、累積赤字がございまして、保険料も府内では高目でした。その保険料について、それ以上上げることもできない上、分納相談等も多く、それを管理する職員も不足していましたので、収納率等も府内でも下から5番目以内というところでした。そのため、賦課し切れていない保険料が徴収し切れていないので、収納のペナルティーとして国の補助金をカットされるなど悪循環が起き、累積赤字が

増加する一方でございました。

平成23年度に大阪府が広域化方針を策定いたしまして、それにより国の補助金カット、収納によるペナルティーがなくなり、26年度には本町のほうも収納のほうに特に力を入れ、職員をふやすなどして努力をしてまいりました。

その後、平成27年度から大阪府の府内保険財政共同安定化事業といいまして、レセプト1円からの診療報酬を実質府内で広域化し、医療費を賄っておる制度を広域化され、忠岡町はその交付金と拠出金で毎年2,000万、3,000万と黒字化が図られ、29年度は6,500万円の黒字化となったこと。また、医療費の支出は増加したものの、医療費に対して概算で交付される国の補助金が2,800万円ほど多くなったこと。また、国・府の特別調整交付金の金額が、収納率等、保険事業等のことで成績がよかったことで補助金がふえたことなどにより、8,800万円の累積赤字が解消できる見込みとなりました。

それと、保険料につきまして、府内統一に今現在乗りましたら、1人当たりの保険料につきましては、先ほど議員さんが申されましたとおり、1,500円下がることにはなりません。しかし、全体的には大阪府の標準保険料率は、所得割が下がって均等割と平等割が上がることとなりますので、軽減のかかっておる低所得者の世帯が少し上がることとなります。また、所得のある世帯ほど大幅に下がってまいることになっております。

この低所得者の保険料を上げないよというところでございまして、ご要望等は以前からいただいているところではございますが、こちらにつきましては、全体で440万ほどの金額があれば、その保険料が上がる低所得者の世帯の保険料を下げるということができるとはなっておりません。しかし、本町につきましては、できるだけ早い段階で大阪府の広域化の方針に乗りまして、被保険者の負担の公平性の観点から、同じ医療を受けるならば同じご負担をしていただくということで、こちらを統一していくことによって、大阪府の全体の基盤が安定し、広域化の効果も出てまいるというところでございまして、できるだけ早い段階で大阪府の標準保険料率のほうに乗って進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくご理解のほどお願い申し上げます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

所得の低い人が上がるということはもうわかっていらっしやって、それはいわばそのまま上げたままでいくという答弁だったと思います。でも、これはおかしいんです。部長さんの答弁は、保険料が上がる人もあって、そのままいくということなんですが、厚生労働省は何と言ってるか。現行保険料より高くないような配慮を市町村に求めているわ

けであります。高くしないようにというふうに言っているんです。で、基準外繰り入れをしてでも特にペナルティーはありませんし、入れてくださいということなんです。

これは厚生労働省がことしの1月30日に、全国高齢者医療国保主管課長会議の中で、鳥井陽一国保課長がこう言っておったわけであります。一般会計からの繰り入れは、計画的な削減をお願いしているけれども、改革、この都道府県単位化ですね、改革が施行される平成30年度の負担の、負担というのは加入者の負担のあり方については、改革施行前後の被保険者の負担に十分配慮した対応をお願いしたいということで、法定外繰り入れをしてでも保険料を上げないように要請がされているわけなんです。だから、ペナルティーもしません。6年間、激変緩和措置もありますし、その間はペナルティーしないというのはここなんです。都道府県単位化になって上がると被保険者から苦情が来る。円滑な移行ができなくなる。だから、苦情が出ないように、上げないように、この30年度は、厚生労働省は上げるなど言っているわけなんです。だけど、忠岡町は上がるという、おかしいですね。

大阪府は、国保料の算定に各市町村が一般会計から基準外繰り入れしてきた分は全く見込んでない、そういう保険料の設定であります。だから、大変高くなっているわけあります。そんな保険料に合わせると、多くの市町村では国保料が大変値上がりしますが、本町はもともと国保料が高かったので、激変緩和措置の対象にもならないということであり、府の高い保険料に合わせてもそんなに大きく値上がりしないという、最初の聞いていた理由がそのところなんです。

その高い国保料が、所得がないとか、あるいは所得が50万、100万、年間ですね、そういった少ない方という低所得者ほど上がるというんですが、政令軽減で、そういった方は国の政令で7割軽減、5割軽減、2割軽減されている方なんです。そのまま徴収すると、高い国保料だとそれはちょっと大変だということで、国がそういうふうに軽減をしている方々が上がるということであり、国保加入世帯の約5割を超える世帯が軽減世帯であります。そういう半分以上の世帯が値上がりをするということですから、下がったと本当に言えるのだろうかということでもあります。

忠岡町の保険課の資料でもケースごとの比較がされております。ケース1という分がありまして、所得が50万円の2人世帯の国保料は2,965円の値上げになります。所得100万円の2人世帯のところは2,697円の値上げですね。一方、所得のある方、所得が400万円のお1人世帯は3万1,051円の値下げ、所得が300万円の1人世帯は2万2,051円の値下げということですから、所得のない方から国保料を多目にとって、所得の多い人に回して値下げをしてあげるといって、そういう構造になっているということでもあります。これは徴収の仕方が逆ではないかというふうに思います。

で、値上げになる方の保険料の影響額は、先ほど部長さん、440万円とおっしゃいましたが、平等割とかいろいろ差し引きすると380万円ということでもあります。380万

円、年間ですね、町独自の減免制度をつくって、こういった今回、保険料の値上げを回避するという、取りやめるといってお考えはないのかというところであります。厚生労働省の国保課長の要請もありますし、住民の福祉の増進、これは地方自治体の本旨というか役割というか、そういったところから照らし合わせても、福祉の必要な方々から福祉を増額というか、値上げをするというのは、その本旨から少し外れるのではないかというふうに思います。

よく忠岡町は財源がないということをおっしゃるんですけども、財源があるということをおし上げたいと思います。これまで忠岡町が一般会計から国保会計に繰り入れをしてきた基準外の繰り入れのお金が、年間1,380万円、これは平成29年の決算ですね。内訳は、累積赤字の解消に500万円、町独自の減免分に500万円、一時借入金の金利に150万円、ペナルティ一分に230万円ということでした。で、まだ新年度予算通っておりません。今、この案であります、平成30年度の当初予算案では累積赤字が解消しそうだということで、累積赤字解消分のこの500万円が要らなくなるということで減額されました。で、一般会計からはそれを引いた分で、980万円の基準外繰り入れとなっております。これは予算委員会での議論であります。

ここで確認いたしますが、公室長さんに財政のことですので確認いたします。平成30年度の予算委員会に提出のあった忠岡町の財政収支5カ年の見通しには、4月からの国保の都道府県単位化によって累積赤字の解消がしたとして、毎年500万円繰り入れなくてもよくなったということが、この見通しに反映されているというふうに聞いております。2億5,000万円改善されたという数字がありましたが、その中に入っているわけですね。ところが、町独自の減免制度分の500万円は、この4月から大阪府が財源を見ることになりましたので、これも繰り入れしなくてもよくなるわけなんです、減額せずにそのまま入っております、新年度の予算案には。ですね。財政収支見通しにも、特にこれを減額して見通しをしているわけではないと財政課にも確認をしております。つまり、当初予算に町独自の減免制度を実施する予算を組んでいるということでもあります。値上げ回避には380万円あれば実現できますし、減免分には500万円繰り入れをしていますので、目的外使用にも当たりませんので、財源として使えるのではないかと思います。

公室長さんにお聞きしますが、新年度当初予算案に一般会計からの繰り入れに減免分の予算は組まれて入っているのでしょうか。5年間の見通しには、もうこの減免分は、不要と見込んでいるのはその累積赤字解消分だけで、減免分は不要というふうな見込みではありませんね。これは確認ですが、よろしく願いいたします。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

今ご質問いただきましたけれども、この3月議会に提出させていただきました収支見直しにおきまして、500万円の繰入額、このものについては算入をしているところでございます。また今、最後におっしゃられましたけれども、この部分の不要になる影響というものにつきましては、見直しの中には入っていないというところでございます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

ということで、私が申し上げたとおりであるということでもあります。確認できました。

それで、新年度予算案には980万円の基準外繰り入れという中に、町独自の減免分で500万円が入っております。それを活用すれば、先ほど申し上げた低所得の方が値上がりするという部分ですね、その影響額の380万円、それを活用すれば低所得者世帯の保険料の値上げが回避できるのではないのでしょうか。保険料の額の決定は6月でありますね。6月ですので、まだ決定しておりません。まだ行政処分はされておりません。ですから、ぜひ検討していただきたいと思いますが、再度、健康福祉部長さんよりお答えをいただきたいと思います。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

減免制度につきましては、大阪府の運営方針の中にも減免制度というのがございまして、その部分について多子減免といたしまして、お子さんがたくさんいらっしゃる世帯ですとか、または障がい者の世帯ですとか、そういう方たちの世帯につきましては、今後まだ広域化調整会議の中で検討される課題であるというふうにされております。ですので、本町といたしましては、その状況を見守りたいと思います。

また、今、議員おっしゃられました低所得者の独自減免につきましては、近隣の状況等を研究してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員、もう3回やっていますので。

5番（是枝 綾子議員）

一言。

議長（和田 善臣議員）

はい。是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

6 月までまだお時間がありますので、ぜひ検討していただきたいと思います。よろしくお願いたします。4 月からの国保の都道府県単位化は、2015 年の医療保険制度改革関連法によるもので、都道府県に医療給付費を抑制する医療費適正化計画や、病床数の認定と管理をする医療計画、病床機能を再編・縮小する地域医療構想、介護保険事業計画、これらの権限を都道府県に集中させ、医療費を抑制したいときは入院病床を減らす操作が簡単にできるということであり、それが国保の都道府県単位化の大きな狙いでもあります。これが安倍政権の社会保障改革の柱の 1 つということで、国保の都道府県単位化が行われております。

また、国は新年度 3,400 億円入れるわけですが、1 人 1 万円下がっているのに下がらないのは、全国の市町村が基準外の繰り入れ 3,900 億円しているのを、もう 30 年度からしない、見込まない数字の保険料が設定されたからであります。だから、上がるわけであり、市町村の基準外繰り入れを残し、都道府県が財政措置すれば、今より 1 人 1 万円引き下げができるということにしないということが問題であります。引き続き基準外繰り入れを行うこと、また、国に財政措置を求めることを強く求めて、質問を終わりたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないので、討論を終結いたします。

これより、議案第25号 忠岡町国民健康保険条例の一部改正について採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長(和田 善臣議員)

次に、議案第26号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長(和田 善臣議員)

日程第4 議案第27号 忠岡町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第27号 忠岡町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、住所地特例の適用を受けている国民健康保険の被保険者が75歳到達等により後期高齢者医療に加入したとき、その特例を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者とすること、及び所要の改正を行うため、本条例を改正するものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第27号 忠岡町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第5 議案第28号 平成29年度忠岡町一般会計補正予算（第7号）についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第28号 平成29年度忠岡町一般会計補正予算（第7号）について、ご説明申し上げます。

歳入につきましては、第14款 府支出金で、重度訪問介護等利用促進支援事業補助金951万6,000円を計上、第19款 諸収入で、雑収入951万6,000円を減額。歳出につきましては、第3款 民生費で財源更正を行うものであります。

次に、繰越明許であります。公私連携幼保連携型認定こども園整備事業2億8,66

8万5,000円、クリーンセンター整備運営委員会支援等業務委託事業868万4,000円について、年度内に完了を見ないため、それぞれ翌年度に繰り越すものであります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

クリーンセンター整備運営委員会支援事業等業務委託事業についてお聞きをいたします。

申すまでもなく、9年前からごみの焼却は広域化を進めていくというのが忠岡町の方針であります。そこで、まず最初にお聞きしたいのは、3月23日の全員協議会で、非公開になった第2回整備運営委員会の資料が出されて、議論になりました。この委員会は、2月23日に行われたのですから、27日の第1回目の全員協議会にこの資料が出されておれば、一般質問や予算委員会など十分な中身を含めた論議ができたはずですが、議会と行政は車の両輪と言いながら、既に何度も議会でも提起されている問題を、この扱いはないのではないかと思います。今後はどうされるのかということをお聞きしたいのが1点です。

もう1点は、この資料はこれまで同様、環境技術研究所で作成され、そのもとの情報は住重環境エンジニアリングと松和メンテナンスの企業体からの提供だということをお聞きをいたしました。そこで、ここに書かれている総括についてであります。ここでは長期包括の前後10年を比較をして、長期包括が有利だということ結論づけています。しかし、これは正しい比較でしょうかという点です。

昭和61年に稼働した以前の焼却炉は、環境装置がほぼ実験炉のような形でつくりました。そして、この会社は2年後に倒産をしました。その後の3年間は、後見をした住重工業が引き続いて運転管理をしておりましたが、いつの間にか住重環境エンジニアリングに変わっておりました。この機械の20年の後半、つまり多額の修理代、費用がかかる10年間と比較したわけですけれど、平成21年に長期包括で建屋と破砕機、煙突を除く根幹ともいえる主要な部分ですね、このほとんどが住重環境エンジニアリングによる工事で焼却炉は最新の設備に一新されたスタート、そうした機械との比較でありますから、条件はあまりにも違い過ぎるのではないのでしょうか。この比較でちゃんとした総括ができるのかどうか、どのようにお考えか、お答えをいただきたいと思っております。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

答弁させていただきます。

まず初めの部分でございますが、資料がさきの議会のほうへ提出されてなかったというご指摘でございます。まことに遺憾ではございます。我々の事務的な作業がおくれた、また、委託に出している部分についての整理ができてなかったというようなところで、全協のほうへ出させていただいたという部分がございます。申しわけございません。

以後につきましては、できるだけ早くそういうふうな形で皆さんにお示しさせていただきたいと思っております。情報公開の部分についても、適正な時期に出させていただくと。まだまだ入札等の方法に至っても決まっております。当然、それが決まり、予算がついてというような形になってきますので、当然、議会のほうにもご提示させていただくというような形になってくると思います。

もう1つの総括についてでございますが、何分これも長期包括以前の資料として生活環境課のほうで把握できる資料が、さかのぼっての部分が、今回出させていただいた部分でございました。それ以後の部分については、当然資料的には持っております。その対比について、全協の中で高迫議員のほうから比較対象があまりにも、長期包括以後の部分については炉について新しい部分になっていると。それ以前の部分については、終末期を迎えている炉ではないかというようなご指摘を受けました。確かにその部分があるように私自身は思います。ただ、対比するような部分がその部分しかございませんでしたので、そういうふうな対比の仕方をさせていただきました。

また、長期包括というような形の部分で一応プロポーザル方式で、そこで競争原理を働かせて、平成20年で業者を決めさせていただいております。その契約金額につきましては何ら変更はございません。ただ、その中で消費税の5%から8%に上がった時点での金額については当然変えさせていただきましたが、契約金額につきましては何ら金額は変わってございませんので、その中で追加の金額をとというような形はございませんでしたので、評価的には決して悪い長期包括という制度的には問題なかったのではないかなというのが、事務局サイドの結論でございます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

まず1点目の資料については、お考えをいただいているようです。で、私ら心配してまずのは、この後、ちゃんとした報告がなくて、ある日突然、議案として議会に上がってきまして、これを十分審議してくださいというふうな形になれば、中身の論議がその場でできませんから、それ以前にもちゃんとした情報提供していただいて、十分議会にも中身が理解できて、お互いの共通認識が持てる、こういう場をぜひつくっていただきたいと思っておりますので、これはよろしく願いしておきたいと思っております。

それから、2点目の比較の点ですが、長期包括の委員会というのが今から10年前に忠岡町で持たれました。これは我が党議員も2名参加しておりましたけれど、ここでは開始から10年の、もう少し長いですけどね、どれぐらいの修理費がかかっていたのだろうかという、当時の決算書に基づいて出して論議した資料もございます。ですから、本当にスタート時点から比較をするというお気持ちがあるのであれば、そうした資料も活用することができたのではないかといいふうに私たちは思っています。ですから長期包括、それが結論としてよしというのであれば、私たちはこうしたものもちゃんと検証していただいた上でその結論が出されるようにしていただきたいというふうに思っております。

それと、今気になりましたのが、長期包括のプロポーザルされたんですが、競争原理が働くというお話もありましたけれど、私たちはそのことをものすごく期待しておったんです。それが本当に忠岡町にとって利益につながるだろうというふうに思っておりましたけれど、残念ながら、唯一参加した別の業者は途中で辞退されましたので、結局は競争原理の働かない、そうした業者との話し合いだけということになったのは、結果ですから何とも言えませんが、大変残念なことで、競争原理が働かなかったというふうに思っておりますので、ぜひ今度取り組まれるときは競争原理の働く、そうした方式をお考えをいただきたいというふうなことを切に願っておきたいと思っております。

次に、2番目の質問に入ります。

延命化という名前で大規模改修をされるという計画がこの資料に出ております。何度も申し上げますが、本町は高石・和泉・泉大津3市の泉北環境との広域化を進めており、あと6年、31年度からは5年を目指して今頑張っておられるところです。

そんなときに、延命化で5年なら7億円、10年なら7億7,000万円、こういう数字がこの資料で出ておりますけれど、こんな大きな投資が本当に必要なんですかという点です。

忠岡町のクリーンセンターをこの先、10年、20年と岬町や熊取町のように動かしていくという計画なら、この話は十分あり得ることだといふふうに思っています。思っておりますが、忠岡町は広域化を見据えて頑張っておられるわけですから、その現状から見れば、私は特に専門職ではありませんけれど、住民目線から見てもあまりにも過大な投資、住民から見れば無駄なお金を使うのではないかと、このように考えざるを得ません。

例えば、お話をされる中で検討いただく1つとして、運転管理と点検を委託して、修理

は必要な予算を組んで5年持たせるという選択肢もあるのではないですか。

この中で、以前の状況と決定的に違うというのは、かつては実験炉のような焼却炉を、運転管理が転々として20年たった古い機械でありましたから、莫大な修理の費用が当時の住重環境エンジニアリングから請求されてきた。計画を出したらそれこそ忠岡町の財政が持つのか、そんなところまで出てきて頭を悩ませたということは、私どももよく存じております。

存じておりますが、現在はどうかといえ、9年前にその反省を踏まえて、住重環境エンジニアリングがつくり、松和メンテナンスとのJVで運転管理してきた新しい機械ですから、仮にですよ、同じ企業体が請け負っても修理代が以前のように2億円だ、4億円だというふうな請求されるはずがないというふうに私は思っています。担当の部長さんはそう思われませんか、お答えをいただきたいと思えます。

ついでに、もう1点お聞きします。

私たちは同じような流動焼却炉を持つ熊取町に、我が党だけではなく超党派の議員で勉強にも行ってきました。岬町にも党議員団で勉強に行きました。ですから今度の件でも両町が焼却炉にどれほどの修理費をかけているのか、直近の例で調べてみました。

27年度から29年度の3年間ですが、忠岡町は2億9,841万円、岬町は2億2,592万円、熊取町は2億346万円でした。私は単なる、この数字が多いか少ないかということだけを問題にしているではありません。忠岡町は新設されて9年目の機械ですが、岬町は既に31年稼働した機械で、熊取町も26年稼働した、いわば古い古い機械です。その古い炉を安全確実に長期にわたって忠岡町並みの負担で動かし続けている、このノウハウはぜひ学んで、生かしていただきたいと思えますが、いかがでございましょうか。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

ご答弁させていただきます。

まず初めの部分でございしますが、長期包括10年ということで、前回、平成20年にプロポーザルで業者を選定し、10年間の長期包括の契約を結んでございます。これは高迫先生からもご指摘いただいたとおり、ご指摘というかお教えいただいた形の部分で、10年先には広域と、平成20年の時点でもそういうお話を聞かせていただいたと思うんです。

私、技術的にその炉がどういうものかというのは、全然素人ですのでわかりませんが、10年先には10年を持つめどの炉をつくっている可能性もあるということですかね。こ

れもよくわかりませんが。ですので、今、直近の部分についてもふぐあいが出て、その部品を取るのに四苦八苦しているような状況がございまして、機械の耐用年数が10年あたりで換えなければいけない部分がたくさん出てきているように考えてございます。

また、そのメーカーでそういうふうな在庫があるかということ、そういうふうな形でもないようなことを聞いておりますので、先生が言われる2つ目の質問にもあるように、岬町並びに熊取町のほうへ出向かせていただきまして、熊取町さんがどういうふうな形でそういう在庫を役所のほうで抱えているんだとか、技術者がおられるんだとか、忠岡町での違いを勉強させていただいて、できるところがあるのであれば採用させていただきたいなど。

ただ、今の包括に持っていったというような部分について、忠岡町では誰1人として技術職がございません。指摘できるような専門的な知識を持っている部分もございません。ここは今契約しているJVのほうのご指摘をいただいた、「ここはもう危ないで」というような形の部分、また10年間でこれだけの部分を換えていくというような計画どおりの形で、要は自動車で例えばディーラー車検をするんか個人で車検で受けるんかというような違いであるのかなというふうに私自身は認識しております。

忠岡町といたしましては、公害を出さない安全な運転をしていただくというのを第一に考えて長期包括という方法を取ったんだと私は考えてございますので、これから先の部分についても今、審議会のほうで審議させていただいておりますので、その結果をいただいて、町長さんがどういう方式でいくかというのを決められると思いますので、もうしばらくお時間をいただきたいというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

今、部長さんは「しばらくお時間をいただきたい」というお話を最後にされましたけれど、前回の全員協議会では、明るく日の委員会できたらおまとめもいただきたいというお話をされておられました。つまり、今回はまとまらなかったけれどね、次のときにはまとまるかもしれない。それほど時間のある問題ではありません。ですから、そんな中でいろんな検討をしていただきたい。我々議会にも情報もお出しいただいて論議できる場をつくっていただきたいというのが、一番最初のお願いでした。

決まってから、こう決まりましたんで議会のほうはイエスかノーかの結論を下さいというふうなことになるようにしていただきたい。これは、私たちの議会と行政が車の両輪で例えられますけれど、信頼関係でちゃんと事を運ぼうとすればそうしたことが必要なのではないかということをお申し上げしているわけです。ですから、その中身については決ま

りましたではなしに、決まる前にいろんな論議をする場をぜひ設けてください。

それから、今お話がありました、私は何でこのことを言っているかといったら、もう2年かけて7億円とか7億7,000万の費用が投入されようとしている、このところが一番ひっかかってきますんで、これをやるかやらないか、また別の方式を取るのか、そういう論議が十分なされなければならないというふうに思っているんです。

でないと、7億円以上ですね、これ投入しました。広域に行きました、あとに残った機械はそのまんま何の役にも立たないというふうなことになってしまったらね、これほど過大な投資、無駄はないというふうに考えているからです。ですから、そうならないような方式を今ご提案もさせていただきました。それが実際に運用できるかどうかという点については、同じような機械を長期に運転されている熊取や岬にも勉強に行かれて、そのノウハウをぜひ生かしていただきたいと、このように思っているんです。

部長さん、よく話の中に出てきます「本町に技術職がない」、これはよくわかります。実は、本来であればこの長期包括を決めたときには、技術職員を1人雇ってちゃんと点検しましょう、こういう話になっていたんです。ところが、実際はあまり技術職でない方がずっとクリーンセンターに行かれる、こういう状態がずっと続いております。ところが、最近はそのもあまり行かれていないような状況になっています。つまり、「ちゃんとチェックするよ」と言われていたのがね、実際はそのチェックすら行われていないという状況になっていますので、ここはやっぱりちゃんと原点に帰っていただきたいというふうに思います。

技術の足りない分はどうするかというたら、今まで部長さんがおっしゃっていただいたようにコンサルタントというところがあってね、その技術をカバーしてちゃんとチェックしていただける、こういうところが存在をしているわけですから、本町もそれを活用しておられると思うんです。ただ、たまたまそこが同じ環境技術研究所という会社でね、現場から上がってきた数字を多少下げて、「これで行きましょう」という提案がずっとなされてきていますので、もっとちゃんとした見直しができるコンサルはないか、その点はぜひ模索をしていただきたいということを常に申し上げています。

ですから、そうしたことがちゃんと行われれば、今話させていただいているようなことが忠岡町のイニシアチブで進めていくことができる、このように思っているんです。ですから、それをちゃんと確立をするということと、この大規模更新の莫大な費用をいかに使わないで済むか、この点についてはもっともっと研究をしていただきたい。1回の会議で、「はい、簡単に決まりました」ということではなしに、本当にこれでいいんだろうかということとはぜひもっと練っていただきたいと思いますので、事務局をされている部長さんにはその点の運営をよろしく願いしておきたいというふうに思います。

3点目の質問に移りますが、23日のクリーンセンターの整備運営委員会、結論が出なかったというお話は、先ほど来部長さんからお聞かせいただいております。この状況で、

もっと慎重に審議をしていただく、長期包括にしる大規模改修にしる、ちゃんと忠岡町の利益になるように、住民の目線でもしっかりと見ていただきたいというふうに思います。

最後に、何よりも大事なことは、やっぱり広域化を促進していただくことだというふうに思います。先ほどの予算委員会の意見の中でも、他の委員さんもそこは非常に強調されておられます。私たちも同様です。それをすることでクリーンセンターにかかる経費を安く抑えることができる、忠岡町の利益になる、このように思っています。

ご承知だと思うんですが、熊取町も泉佐野・田尻町との広域化を進めております。仄聞するところでは、今から5年だというふうに話も聞いておりますが、そうしますと忠岡町よりも1年早くなるかもしれません。

熊取町は広域化の中でいきますと、泉佐野、田尻と比べますとその割合は3割を占める大きなウエートを持っています。一方、忠岡町は泉北環境の中で占める割合は5%ちょっとです。話を進める割合からいけば熊取のほうがより大きなことになる。忠岡町は5%ちょっとですから、何とか頑張っていたら、この広域化を早く進めることができるのではないかというふうに思いますけれど、いかがでございましょうか。

2点についてお聞きしたいと思います。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

ごみの広域化につきましては、泉北環境と引き続き勉強会をしているところでございます。泉北環境とのお話だけじゃなしに、地元住民さん、また収集業者、また地元の企業さん、これとのお話、忠岡町でのハードルもございます。その部分についても早急にお話し合い、またそういうふうな形も持っていかなければいけないと。泉北環境だけじゃなしに地元のいろいろな課題も抱えてございます。その辺をこれから、生活環境課職員の中でその仕事をしていかなければならないので、体制も整えて、またいかなければならないというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

1つ目の部分は、申しわけないです、どういうあれでしたか。すみません。

議長（和田 善臣議員）

1つ目の。

11番（高迫千代司議員）

1点目は、今申し上げてきた1回目、2回目の質問ですね。それらをこの整備運営委員会でもっと論議していただきたい。つまり、ここに出てきているこの資料に基づいて、この結論ありきのやり方ではなしに、もっと十分な論議をしていただきたいということをお願いしたんです。

住民部（軒野 成司部長）

すみません。議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

その部分につきましては、金曜日に第3回目を開催させていただいた中でも委員さんからいろいろなご質問も受け、宿題もいただきまして、結果的にまた出さなければならないような資料も出てきております。委員さん、一生懸命論議していただいておりますので、その中でせんだっての全協でのご指摘なんかも、私、入れさせていただいておりますので、その中できっちりとやっていただいていると考えておりますので、ひとつよろしくお願いたします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

質問ではありませんが、その点はぜひよろしくお願しておきたいと思います。

また、広域化、今お話しいただいたようにご苦勞もあるというふうに思います。ただ、これは岸貝とやっていたとしても恐らく同じような地蔵浜との話があったと思いますんでね、それは部長さんのほうでは、どちらであってもそういうことは織り込み済みで計画を進めていただいていると思います。ですから、普通5年かかるところを6年ですよということで今進めていただいている。6年というのは今から6年ですね。31年度からではなしに。そういうふうなことで取り組んでいただいているということも私どもは理解しております。その上でなおこの広域化の話を前に進めていただいたら、いただいた分だけ忠岡町の利益になるのではないかというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願をしたいということをおし添えておきたいと思います。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

クリーンセンターの整備運営委員会の支援等業務委託事業の繰越明許ということで出て

いる案件ですので、それでこの31年の3月ですか、契約がちょっと、今の長期包括の契約が切れるというところまで、あともう1年ほどというタイトなスケジュールの中でどのように、この契約手法がまだ定まっておられませんし、今後ということですので、スケジュール的にはどのようにお考えなのか。そして、その中で住民の意思の反映ですね。やはり説明もきちんとしていただいて理解もしていただくという、そういった住民の、政策決定における住民の意思がどの部分で反映できるのかと、どの時期にどういった形で、そういったどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

先生方もご存じのように、スケジュール的にはものすごくタイトでございます。今回、金曜日の部分が延びただけでもちょっとぎりぎりのところでしておりますので、最悪、何かの方法を考えなければならないかなというふうには考えております。

また、住民さんの意見という部分につきましては、新規に焼却施設を建てる部分ではございません。以前の場所で、要はそれをもう1回やり方を、どういうふうなやり方で延ばすのかというのを審議しておりますので、住民さんのほうへのそういう意見というような、盛り込んでというような部分については、今あまり考えてないところでございます。公害を出さないように、当然モニター委員会等で住民さん入っていただいておりますし、今回の審議会の中にも住民代表として入っていただいている方もおられますので、その部分。それで、先ほど言いましたように公害については当然モニター委員会の中で出てきますので、その辺は問題ないかなというふうに考えてございます。

ですので、これから住民さんに対しての部分といたしましては、先ほどの答弁のとおり、泉北環境との広域に対しての部分で住民さんに対してお願いせなあかん部分がかなり出てきますので、かなり泉北環境と忠岡町でのごみの組成に関して違う部分がありますので、その辺をご理解いただいて、また直接搬入される場合は距離も遠くなりますし、その辺の部分をメインにお話ししていかなければならないかなというふうに考えてございます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

タイトなスケジュールであるということではありますが、今のところ何月ぐらい、大体こ

のぐらいの時期にこういう募集をするとか、そういった選定にかかっていくとかというスケジュールは全く立っていないという状況なんですか。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

委員長（藤田 茂議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

いえ、そういうことではございません。一応それがないと前へ行きませんので、夏ごろには表に出したいなというふうには考えてございますが、前半部分の部分で慎重に協議している部分がございますので、その分がちょっと1カ月ほど今の時点では延びてきているというようなことがございますので、タイトなことはタイトなんですけど、一応計画的には、要はお尻が今のところ決まっておられませんので、そういう形で動いているのは動いてございます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

この予算ですね、12月の議会で補正予算でのところでもお聞きしたんですが、議会に逐一報告いただいて、議会の中で意見を聞かせていただくということでありましたので、今後、夏ごろですから6月議会、9月議会、このあたりが一番活発な議論ということになってくるであろうというふうに思います。議会のほうも勉強して、いろいろ研究もして、住民の声も聞きながらということで、議会のほうでも活発にその議論に参加していくということが必要であろうかというふうにも思います。

モニター委員会のことがちょっと先ほど出ましたので、モニター委員会ですね、長期包括のモニター委員会は、一応長期包括の10年が終わるともうモニター委員会も終了ということになるわけですね。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

一応、契約的にはそういうふうな形にはなっております。ですので、これが審議会において、次も長期包括でいくというような形になれば、モニター委員会というものも出てくる可能性もございます。というのは、モニター委員会を設置していない事例も全国的に

もあるような形ではございますが、その辺、要はモニター委員会というものを平成20年につくっている経緯もありますので、その辺、同じような形でいくかどうかはこれから協議していく部分であると考えてございます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

委員長（藤田 茂議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

わかりました。長期包括の契約の中でモニター委員会の設置という契約になっておりますので、ですが、長期包括であってもなくてもこういった住民が直接、こういう公害の監視、またごみの焼却に関しての参加するという、そういった委員会というのは大変重要で大事であるかと思っておりますので、これも引き続き住民参加という点でこのクリーンセンター整備運営委員会の中でも、今後の契約の中にこういった点も含めて入れていていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（藤田 茂議員）

他に、ご質疑ありませんか。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

すみません。先ほどの住民部長さんの答弁で、ちょっと気になりましたのでお聞きしますが、10年間持たせるということとをさっきおっしゃっていたんですけれども、それは今度の30年度で一旦終わりますよね。その先10年間持たせるという意味のご答弁でしたでしょうか。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

委員長（藤田 茂議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

すみません。言葉足らずであったと思いますが、これは高迫議員からお聞かせいただいた20年度の契約が10年であったと。その10年というのは、10年済んだら包括が終わるといような当初のお話であったというのを聞かさせていただきましたので、そういうお答えをさせていただいたということです。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

そうしましたら、今の現クリーンセンターですね、そのクリーンセンターというのは長期包括の間の10年間、その10年間しか持たせられない機械ということではないですね。この先も。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

すみません、ちょっと意味がよくわからないんですが、今、30年度以降10年持たせるとかいうお話をされているのであれば、それは今、違いますか。ということは、今の長期包括の部分ですよね。だから、20年から30年度までの長期包括のお話をされていると考えてよろしいですか。

すみません。そういうふうに私、高迫議員から聞いたときに「10年や」と。それ以降はもう契約がないと、次のことを考えるんやと。20年のときのお話はそうやったんやでというお話をお伺いしたんで、10年しか持たない炉でしたんかなというふうな形を聞かしていただいたというだけのことでございます。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

では、最後にもう一度確認ですけれども、今のクリーンセンター、機械は11年目にも問題なく使用できる焼却炉であるのでしょうか、それだけ最後に。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

当然、契約の中にも載ってございます。契約終了後1年間動くと、これは要は整備もしというような話になってくると思うんですが、大丈夫であるという記載もありますので、そのように考えてございます。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第28号 平成29年度忠岡町一般会計補正予算（第7号）について採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第6 意見書第1号 生活保護費削減のストップを求める意見書の提出についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

意見書第1号 生活保護費削減のストップを求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、生活保護費削減のストップを求める意見書を提出する。

平成30年3月26日提出

提出者 忠岡町議会議員 高迫千代司

賛成者 同 是枝 綾子

同 同 河野 隆子

### 生活保護費削減のストップを求める意見書（案）

生存権保障と言われている憲法25条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と示している。

しかし、政府は、生活保護費を最大5%今年10月から削減する計画をすすめている。政府の試算では、利用世帯の67%で支給額が減り、利用者の約8割を占める単身世帯では78%が減額になる。例えば、都市部の高齢現行基準額8.0万円が7.6万円に、母子世帯でも38%が減額になり、小・中学生の母子世帯では20万円が19.2万円になるなど、生活を直撃する計画である。

生活保障費は、近年、老齢加算の全廃、平成25（2013）年から平成27（2015）年の生活扶助費の段階的切り下げ、平成27（2015）年には住宅扶助と冬季加算の減額などが相次いで行われ、30歳代の母と小学生・中学生の子どものひとり親世帯は、年間で20万円もの大幅な保護費の切り下げとなっている。

政府は、10月からの保護費削減の理由として、「生活保護を利用していない低所得世帯の生活水準が下がったから、それに合わせて引き下げる」としている。しかし、「低所得世帯の生活水準が下がった」というなら、生活保護費を削るのではなく、低所得世帯の生活を支援することこそ、憲法25条に基づく政治の責務である。

生活保護基準は、住民税の非課税限度額、就学援助、最低賃金、国保・介護の負担減免、公営住宅の家賃減免など他の制度の基準とも連動し、その切り下げは、国民のくらしを支える制度の全面的な縮小に直結する。

生活保護は憲法25条が明記した国民の生存権を守る「最後の砦」であり、保護費の水準は、国民生活の最低基準（ナショナル・ミニマム）を具体化したものとされている。

よって、政府は、憲法25条に基づき、生活保護費の削減を止めるよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年3月26日

泉北郡忠岡町議会

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

生活保護削減のストップを求める意見書案について、趣旨説明をさせていただきます。

基本的には案文にあるとおりであります。我が国がアベノミクスで格差と貧困が広がっていることは、フランスの経済学者トマ・ピケティ氏も述べていました。貧困の広がりには我が国が直面する大問題でもあります。

安倍首相は、相対的貧困率が下がったから貧困は悪化していないと、生活扶助費の削減を強行しようとしています。相対的貧困率は、貧困ライン、等価可処分所得の順に国民を並べたとき、中央に来る人の額の半分に満たない人の割合です。だから、一般の国民が所得が下がると、当然貧困ラインも下がります。したがって、これまで貧困ライン以下とされていた人が、収入が同じでも貧困ラインの上に来て、貧困でない、このように数えられます。これが安倍さんの言う相対的貧困率低下の実態です。

日本の貧困ラインは、1999年の157万円から2014年の133万円と引き下がっています。経済協力開発機構（OECD）ではアメリカやイギリスなど主要国の貧困ラインは大幅に上がっているのに、下がっているのは日本だけです。こうした深刻な実態を見ようともせず、政策を間違え、社会保障切り捨てを進め、さらに貧困と格差を広げる政治は許せません。

なお、意見書を審議した議会運営委員会で、「生活保護をいただくことは恥ずかしい」、「抵抗を持っている」という意見が出たそうです。我が国は貧困ライン以下でも2割の人しか保護を受けていません。ドイツやイギリスなどの捕捉率85%と、多くの方が生活保障を権利として受け取っているのと大きな違いです。その背景には、国会やワイドショーが保護の不正受給とバッシングのキャンペーンを行いました。ちゃんとした審査は必要ですが、不正受給の実態というのはわずか0.5%です。

また、恥の意識、スティグマについては、国連の社会権規約委員会が日本政府に対して、公的福祉給付に付随したスティグマを解消する目的で国が国民の教育を行うよう具体的な措置を求めていることも、申し添えておきます。

またもう一つの、国民年金が生活保護費より低い対策をとる意見も出ております。これはおっしゃるとおりです。高齢者も若者も高齢期を安心して生活したい、誰もの願いであります。年金の額が低く、65歳以上の高齢者世帯ではおよそ4割が生活保護基準よりも低い収入で生活をしており、老後破産状況にあります。その年金をさらに削っているのが安倍政権です。

私たちは、対策としては、ヨーロッパで行われている最低保証年金制度を導入し、生活できる年金制度にすべきだと思っています。財源は行き過ぎた大企業や富裕層への減税を削ること、軍事費をもとに戻して減らすこと、そうすれば十分財源をつくり出すことができます。

以上、補足の説明とさせていただきます、議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより意見書第1号 生活保護費削減のストップを求める意見書の提出について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご異議ありますので、起立により採決いたします。

意見書第1号 生活保護費削減のストップを求める意見書の提出について、賛成議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（和田 善臣議員）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長（和田 善臣議員）

日程第7 意見書第2号 「働き方改革」の名による労働法制改悪の撤回を求める意見書の提出についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

意見書第2号 「働き方改革」の名による労働法制改悪の撤回を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、「働き方改革」の名による労働法制改悪の撤回を求める意見書を提出する。

平成30年3月26日提出

提出者 忠岡町議会議員 高迫千代司

賛成者 同 是枝 綾子

同 同 河野 隆子

#### 「働き方改革」の名による労働法制改悪の撤回を求める意見書（案）

安倍晋三首相は衆参両院の施政方針演説で、「働き方改革」を今国会の焦点と位置づけ、年収1,075万円以上の「高度専門職」について労働時間、休憩、割増賃金を管理せず、残業代も払わない「残業代ゼロ制度」や裁量労働制の拡大、過労死基準の残業を容認する時間外労働“規制”を進めると表明した。

しかし、国会の議論の中で、データの根拠が崩れ、安倍首相から、裁量労働制に関する部分については削除するという意向が示された。

長時間労働や過労死は、業種を問わず社会全体に蔓延しており、個々の企業の違法行為を無くすとともに残業規制など働くルールの根本強化が求められている。

ところが安倍政権は、「働き方改革」を掲げながら、中身は「繁忙期は、残業時間を月100時間まで認める」など過労死ラインを超える残業を容認。「残業代ゼロ」を制度化し、同一労働格差賃金を合法化し、労働法適用外の「雇われない働き方」を推進し、さらに「労働生産性の向上」を労働政策の目的とする異常な「働かせ方」を目指している。

これは、財界のいいなりで戦後労働法制の基本性格を揺るがし空洞化するものであり、これでは長時間労働と過労死が増えるばかりである。

電通で過労自殺した高橋まつりさんの母、幸美さんは「政府は働く人の健康と命を守るために法律改正を」と訴えている。政治の力で長時間労働を規制し、「8時間働けば普通に暮らせる社会」を実現することこそ若者の願いにこたえる道である。

よって、「働き方改革」の名による労働法制改悪の撤回を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年3月26日

泉北郡忠岡町議会

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

提出者に代わり趣旨説明をさせていただきます。

安倍内閣は「働き方改革」一括法案に盛り込んだ裁量労働制の拡大は一旦削除するものの、残業代ゼロ制度、高度プロフェッショナル制度はそのまま導入を狙っています。

裁量労働制をめぐる違法、脱法行為が横行しています。損保ジャパン日本興亜では導入が認められていない支店や支社の一般営業職にまで導入、職員1万9,000人のうち6,374人が対象とされ、昨年4月から8月の残業は月20時間のみなし残業時間の2倍もありました。

長時間労働による過労自殺も、大手機械メーカーのコマツで専門業務型の対象にされた34歳の男性社員が、1日10時間から19時間の長時間労働で鬱病を発症し、1999年12月に自殺をしています。

ところが、安倍政権は、捏造した労働時間データを使って、裁量労働より一般労働者のほうが労働時間が長いとアピールし、裁量労働の拡大を押しつけようとした。政府案では比較業務型の裁量労働に課題解決型提案営業と実施状況の評価を行う業務を加えようとするものです。提案営業とは過労自殺した電通社員の高橋まつりさんが担当していた業務です。商品などを売るだけでなく、顧客の要望に沿う提案を行う業務です。営業職の多くはこうした提案営業の職務を抱えており、これが加わると裁量労働者が飛躍的に増加します。損保ジャパン日本興亜のような脱法的なやり方を合法化するもので、長時間労働にも拍車をかけるものです。

データ捏造やずさんな調査への国民の怒りが高まる中、裁量労働制拡大は「働き方改

革」一括法案から切り離す事態に追い込まれた安倍政権、しかし、法案自体は国会提出する構えは崩しません。法案の深刻な中身は裁量労働制拡大にとどまりません。残業代ゼロ制度、高度プロフェッショナル制度という、働く人の健康と命を危険にさらすともない仕組みを導入するのが一括法案です。その深刻な実態を浮き彫りにしたのが、日本共産党の小池晃書記局長の参議院予算委員会での質問です。このように法案提出はきっぱりと断念すべきです。

安倍政権が最重要法案と位置づけ、国会提出を狙う「働き方改革」一括法案は、裁量労働制拡大のほか、過労死基準を超える月100時間までの残業を可能にする上限規制、残業代ゼロ制度導入などが柱です。裁量労働制拡大を法案から削除させたのは世論の力と野党6党の結束した追及による大きな成果ですが、それで法案の危険が消えたわけではありません。

とりわけ首相が残業代ゼロ制度に固執していることは重大です。同制度は専門職について年次有休休暇以外の労働時間規制を全て適用除外します。首相らは「健康確保措置として年104日以上の日を義務づける」と主張しています。裁量制では残業についての労使協定、三六協定締結や割増賃金の支払いが必要になりますが、残業代ゼロ制度では必要なくなります。

「年6,000時間以上の労働をさせても違法でなくなる」との日本共産党の小池氏の指摘に、加藤厚生労働相は「それ自体を規制する規定がない」と認めました。残業代ゼロ制度が過労死を続発させかねない仕組みであることは明白です。政府も「裁量制も残業代ゼロ制度も自律的な働き方ができる」と述べますが、そんな言い分は通りません。

小池氏が「労働者が裁量で決められるのは業務の遂行手段や時間配分だけで、業務量は決定できない」とただすと、加藤厚労相は「使用者から与えられる業務量は働き手が裁量的に決められない」と答えました。

小池氏が告発したように、裁量制の労働者の8割が健康状態に懸念を述べているトヨタ自動車の実態からも、自律的に働けるといえるのはごまかし以外の何物でもありません。専門職を労働時間規制から外す高度プロフェッショナル制度、残業代ゼロ制度について、裁量労働制と根っこは同じで、さらに危険が大きいことから、裁量労働制の拡大は先送りせず断念し、残業代ゼロ制度も撤回すべきであります。

今、必要なのは労働時間規制です。実際に働いた労働時間を把握する義務の法制化は急務です。働く人の健康と命を守るための抜本的な法改正が求められています。

よって、「働き方改革」の名による労働法制改悪の撤回を求める、この意見書に議員皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長 (和田 善臣議員)

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長 (和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

これより意見書第2号 「働き方改革」の名による労働法制改悪の撤回を求める意見書の提出について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

ご異議ありますので、起立により採決いたします。

意見書第2号 「働き方改革」の名による労働法制改悪の撤回を求める意見書の提出について、賛成議員の起立を求めます。

(起立少数)

議長 (和田 善臣議員)

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長 (和田 善臣議員)

日程第8 総務事業常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

総務事業常任委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。総務事業常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議なしと認めます。

よって、総務事業常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(和田 善臣議員)

日程第9 福祉文教常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

福祉文教常任委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。福祉文教常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議なしと認めます。

よって、福祉文教常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(和田 善臣議員)

日程第10 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(和田 善臣議員)

本定例会に付された事件は、すべて議了いたしました。

閉会に当たり、町長より挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

第1回忠岡町議会定例会の議会に対し提案いたしましたところ、ただいまをもちましてご慎重にご審議を賜り、その上ご議決をいただきましたこと、まことにありがとうございます。

この議会をもって、来年度から皆さん方にまたご指導、ご鞭撻を賜らないかんわけですが、ひとつよろしくお願ひしたいと、こういうふうに思っております。

皆さん方のほうでご存じで、いろいろと見識も高いことだと思いますが、ただいま中央における政治が、森友学園への国有地取引をめぐる財務省での公文書改ざんという事件にまで発展いたしました。ところが、防衛省、厚労省、文科省、それに原発をめぐる不正問題のほか、大企業などが相次いでごまかし、にせ情報、不正ということが起こっております。

何か今議会でも忠岡町がごまかしているようなところも言われておりますが、こういった一連を見ていますと、官僚が悪いのか、大臣がずるいのか、国民が悪いのでしょうか。何はともあれ佐川氏の喚問が衆議院、参議院両院で行われます。佐川氏は改ざん時、財務省理財局長のキーマンただだけに、真相解明につながるものと思います。

本町は公明正大、クリーンにしていきたいとつけ加えまして、私の姿勢と挨拶に代えさせていただきます。

どうもいろいろとお世話になりました。ありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

以上をもちまして平成30年第1回忠岡町議会定例会を閉会いたします。

議員皆様方には、大変ご苦勞さまでございました。

（「午前11時58分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成30年3月26日

忠岡町議会議長 和田善臣

忠岡町議会議員 松井秀次

忠岡町議会議員 高迫千代司